

# 山梨県公報

第千八百七十五号

平成二十年

八月四日

月 曜 日

## 目 次

告示

土地改良事業計画の適当決定…………… 四四五

道路の供用開始(四件)…………… 四四五

公告

土地改良区役員の退任及び就任(二件)…………… 四四六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 四四七

公安委員会

技能検定員等審査の実施…………… 四四七

## 告 示

### 山梨県告示第三百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、南アルプス市長から協議のあった土地改良事業(白根地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
  - 土地改良事業計画書の写し 条例の写し
- 二 縦覧期間
  - 平成二十年八月五日から同年九月一日まで
- 三 縦覧場所
  - 南アルプス市役所
- 四 異議申出期間
  - 平成二十年九月二日から同年九月十六日まで

### 山梨県告示第三百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
県道	武田八幡神社線	斐崎市水神一丁目四七五〇番の一地先から斐崎市水神一丁目四七三四番の二地先まで	二四・〇	平成二十年八月十一日

### 山梨県告示第三百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
県道	武田八幡神社線	斐崎市水神一丁目一級河川富士川左岸堤防敷地先から斐崎市水神一丁目国道二十号地先まで	一八・〇	平成二十年八月十一日

### 山梨県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道 茅野北杜 崎線		葎崎市六山町字次第窪五五九二番の一地先から 葎崎市中田町中條字隠岐殿官有 無番地地先まで	一九二〇・〇	平成二十年 八月八日

山梨県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	休息勝沼線	甲州市勝沼町勝沼字匠屋一七四 一番の二地先から 甲州市勝沼町勝沼字匠屋一七四 〇番の一地先まで	二四・五	平成二十年 八月四日

公 告

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年八月四日  
山梨県知事 横内正明

一 退任	役職名	氏名	住 所	退任年月日
	理事	伊藤 吉郎	葎崎市円野町上円井一六七〇	平成二十年七月二十三日
		内藤 久徳	同 下円井三三〇	同
		深澤 直人	甲斐市下今井五九	同
	監事	眞壁 通展	葎崎市円野町下円井二二五一	同
		石原 邦平	上円井九四一三	同
		高添 秀明	中田町中條四二七〇	同

二 就任	役職名	氏名	住 所	就任年月日
	理事	草間 喜雄	葎崎市円野町上円井二〇二七	平成二十年七月二十四日
		眞壁 武明	同 下円井一九八	同
		入戸野義朝	清哲町青木一三五七	同
	監事	伊藤 強	同 円野町上円井九三九	同
		山本 義武	同 下円井一六六三	同
		中島保比古	同 龍岡町下條南割二六	同

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、檜山

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小林 文隆	北杜市高根町清里五〇二	平成十九年十二月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小林 里司	北杜市高根町清里五八九	平成二十年七月十三日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年八月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市下吉田字田尻四五二〇の一、四五五一、四五五二、四五五三の一、四五五四、四五九六の一、四五九七の一、四五九八の一、四五九八の二、四五九八の三、四五九九、四六〇〇、四六〇一、四六〇三、四六〇四、四六〇六の一、四六〇六の二及び四六〇八の二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内二丁目十三番一号 大丸商事株式会社 代表取締役 大久保正博

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下、「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下、「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下、「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十年八月四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車運転免許（以下、「大型自動車免許」という。）、中型自動車運転免許（以下、「中型自動車免許」という。）、普通自動車運転免許（以下、「普通自動車免許」という。）、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許（以下、「特定第一種運転免許」という。）並びに大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許及び普通自動車第二種運転免許（以下、「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十年九月八日（月）、九月十日（水）及び九月十二日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十年八月十一日（月）から平成二十年八月二十五日（月）まで

<p>2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係</p> <p>四 審査内容</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識</li><li>2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識</li></ol> <p>五 審査手数料</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 技能検定員審査</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万四千七百円</li><li>(二) 普通自動車免許 二万五百円</li><li>(三) 特定第一種運転免許 一万四千円</li><li>(四) 大型自動車第二種免許等 二万二千四百五十円</li></ol> <p>2 教習指導員審査</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千六百五十円</li><li>(二) 普通自動車免許 一万二千五百円</li><li>(三) 特定第一種運転免許 九千五百円</li><li>(四) 大型自動車第二種免許等 一万三千三百円</li></ol> <p>六 その他 なお、山梨県収入証紙により納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせる。</li><li>2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けよとする審査に係る運転免許証を提示すること。</li></ol> <p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けよと</p>	<p>する者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。</p> <p>なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。</p>
--	--